

茨城むらまちネット 会則

(名称)

第1条 本会は、茨城むらまちネットと称する。

(目的)

第2条 本会は、茨城県における都市農村交流を实践する関係者やその活動を支援する団体等が幅広く情報交換できる体制をつくり、会員の都市農村交流活動を発展させることによって、本県の農山漁村地域の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 都市農村交流に関する意見交換
- (2) 都市農村交流に関する情報発信
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、団体、個人等で加入を希望するものをもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長4名
- (3) 幹事若干名
- (4) 監事2名

2 幹事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

3 会長及び副会長は、幹事の互選により定める。

4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(総会)

第6条 総会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の改廃に関する事。
- (2) 事業計画及び予算に関する事。

(3) 事業報告及び決算に関すること。

(4) その他本会の運営に関すること。

3 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第7条 本会の運営について協議するため、必要に応じ役員会を開く。

2 役員会の議長は、会長が務める。

(会費)

第8条 本会の会費は、

団体会員 年間 1,000円

個人会員 年間 500円とする。

2 事業内容により別途徴収する場合もある。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、茨城県農林水産部農地局農村計画課が務める。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1 この会則は、平成22年9月29日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は、会則第5条4項の規定にかかわらず、その任期は、平成25年3月31日までとする。

3 この会則は、平成30年6月19日から施行する。